

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成17年6月1日に開催した平成17年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より地域水産物供給基盤整備事業4箇所及び広域漁港整備事業1箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、県及び市及び町の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 地域水産物供給基盤整備事業 [市町村事業]

103番 いそづ磯津

104番 ほぼ甫母

108番 はさまうら迫間浦

109番 かいのうら海野浦

103番については、平成13年度に事業着手しおおむね5年を経過して継続中の事業である。104番、108番、109番については、平成6年度に事業着手し平成12年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、すべての事業について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 広域漁港整備事業

110番 とよきた
豊北

110番については、平成6年度に事業着手し平成12年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(3) 総括意見

今回、審査を行ったところ残工期の説明に疑問を持った。特に、直接受益者である漁業者が高齢化する中で実施している事業は、初期の事業目的を早期に発現させなければ施設の利用形態などが変化し、当初計画していた効果を期待できなくなる可能性がある。したがって、完成工期の的確な設定を行うよう求めるものである。

また、漁港を整備する事業は、風波の特性を把握するためにも計画時点で地元関係者から意見聴取を行うなどして合理的な事業の計画に努められたい。